

生徒指導通信

令和5年度 押原中学校
3号 2023.10.27 発行
発行者 神宮寺 透友

“闇バイト” 相談件数増加（山梨県）

中学生が闇バイト通じて犯罪を起こしたというニュースを目にするようになりました。山梨県でも闇バイトの相談件数が増加しているようです。教育委員会を通じて注意喚起の依頼が中学校にきました。中学生は法律上、原則アルバイトはできません。労働基準法 56 条により、満 15 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までの者（児童と呼びます）を雇用したり、労働させることは原則禁止されているからです。学校では担任の先生を通して中学生は原則アルバイトはできないことを話しました。また、中学生がどのようにして闇バイトを知ったり、つながっていくか例をあげて指導をしました。保護者のみなさまにも次のようなことを知っていただき、お子様への注意喚起と行動確認をお願いいたします。

1 子どもが“闇バイト”をどうやって知るか

- 普通では見られない闇バイトサイトがある
 - SNS を通してもうけ話があるとサイトを紹介される
 - 先輩（知人）からの紹介がおいしい
- など保護者の知らないところで情報を手に入れています

まず、中学生に声をかけることがおかしいです。また、普通では考えられない高額報酬なものもあやしいです。ですが子どもの多くは「お金が欲しくて」闇バイトに手を出します。

2 闇バイトから起こった事件の例

☆ SNS で自分の携帯電話番号を伝え、そこに銀行から送られてきたワンタイムパスワードを教えることで 2,000 円分の電子マネーをアルバイト代として受け取った。教えたワンタイムパスワードが悪用され犯罪に加担したことになった。さらにそのことで脅迫されたり犯罪に巻き込まれたりした。

☆ 簡単な仕事だからと言われ受け子のバイトで老人を訪ねて現金 700 万円をだまし取った。

☆ コインロッカーから違う場所のコインロッカーに荷物を運ぶだけと言われ、違法なものの売買の補助をした。（薬物などの犯罪につながっている）

3 子どもを守るために

“闇バイト”は SNS 上で募集をかけているので、未成年者が引っかけやすいです。今の時代、スマホ・SNS を通じて知らない人とつながったり、交友関係を広げたりすることが一般的になってきました。押原中学校で起きているトラブルもスマホを使用していることが多いです。コロナ禍も終わり、子どもたちの行動範囲が広がったことで、深夜徘徊をする少年も増え、暴走族の活動も活発になってきていると聞きます。ご家庭でお子さんがスマホや SNS をどのように使っているのか把握をお願いします。身近なところで犯罪につながる可能性があります。早期発見して、深刻な問題にならないようにしましょう。また、解決できないことは警察、または学校へ相談してください。

